

実行実現点検会合（産業の新陳代謝）
主要施策の論点について

平成 26 年 10 月 24 日

産業競争力会議実行実現点検会合（産業の新陳代謝）

主査 小林喜光

「日本再興戦略」改訂 2014 においては、「日本の稼ぐ力を取り戻す」として、コーポレートガバナンスの強化を始めとする産業の新陳代謝促進に資する施策をとりまとめ、マーケットからも一定の評価を受けた。今後、これら施策を実効性のある形でスピーディーに実施していくことが、成長戦略に対する内外の投資家の期待を維持していくためにも重要である。とりわけ以下の主要施策について、下記論点に留意しつつ、重点的にフォローアップすることとする。

1. グローバル企業の競争力強化

国際マーケットの中で競争し、内外の資本市場からの評価にさらされるグローバル企業については、資本コストを意識しつつ収益力の強化を図るとともに、持続的な企業価値向上に向けた取組を進める必要がある。最も重要なのは個々の企業の取組であるが、それを促すための種々の制度・環境整備は、政府の成長戦略の重要な要素である。

昨年 6 月の「日本再興戦略」の決定以来、「スチュワードシップ・コード」の策定と GPIF 等の主要機関投資家による同コードの採択、東京証券取引所での JPX 日経 400 指数の算定開始など、投資家サイドから上場企業への規律付けを強化する道具立てが整えられた。

「日本再興戦略」改訂 2014 においては、こうした取組を更に進め、より直接的に上場企業の行動変容を促す施策が盛り込まれた。これら施策は相互に密接に関連しており、その全てを実効性のある形で実施することが重要である。

（1）コーポレートガバナンス・コードの策定

コーポレートガバナンス・コードの策定は、「日本再興戦略」改訂 2014 の中でも最も重要な施策の一つ。コードの策定が、アカウントビリティ・客観性の高いコーポレートガバナンスの確保に繋がり、経営陣が説得力をもって企業家精神に基づく決断を行いやすくなることに資することを期待。こうした点を踏まえ、持続的な企業価値の向上に資するような、国際的にも遜色のないコードの策定を目指すべき。

(2) 持続的企業価値創造に向けた企業と投資家の対話の促進

企業価値の持続的な向上のためにはスチュワードシップ・コードに基づき、機関投資家等が投資先企業との間の「建設的な対話」を促進することが重要である。こうした観点から、以下のような取組が必要である。

- ・投資家が、投資先の情報を十分に収集・検討のうえ株主総会に参加することが可能となるよう、現行の株主総会プロセス（基準日の設定、招集通知の発送時期やその方法、総会開催日等）について、諸外国の例等も踏まえつつ改善を図ること
- ・建設的対話の前提となる企業情報の開示が必要かつ十分な形で適時に行われるよう、現行制度に基づく各種開示のあり方、財務・非財務情報を一体化した中長期的情報の開示充実など含めた開示制度のあり方について検討すること

(3) グローバルベンチマークの設定

我が国の経済成長につなげていくとの観点に立ったベンチマーキングという意識が重要。事業分野ごとの特性によってキーとなる指標も変えていくことや、競争環境の違いが企業の競争力に与える影響の比較・分析を行うことはもとより、単なる指標の議論に終始するのではなく、川上、川下の状況や共通基盤となる産業金融といった視点も含め、関係省庁が連携し、しっかりと議論を掘り下げていくべき。

2. ローカル企業への対応

資本市場によるガバナンスの直接の対象とならない非上場の企業、とりわけ各地域経済を担う中堅・中小企業についての収益力・生産性向上策のあり方は、グローバル企業とは異なるアプローチが必要となる。これらローカル企業の実産性や収益力向上に対しては、主要な資金供給源である地域金融機関による働きかけが重要なツールとなる。また、地域における企業再生の円滑化を図るための制度・環境整備も、地域産業の新陳代謝を促すために重要である。

(1) 地域金融機関による事業性を評価する融資の促進等

金融庁が先般公表した「金融モニタリング基本方針」において、「事業性評価に基づく融資」を重点施策として掲げたことは、ローカル企業の経営改善や事業再生を促進する観点から評価できる。特に地方活性化の観点からは、地域経済活性化支援機構等の外部専門家やIT技術の活用による生産性向上などトータルな仕組み作りが重要であり、今後は関係機関・省庁等とも連携しつつ、こうしたコンサルティング機能発揮や事業性評価に基づく融資の取組が適切

に促進されるように、同基本方針の運用方針の明確化・具体化を図っていくとともに、各金融機関の理解を深めるための広報・周知に向けた取り組みを強化する必要がある。

(2) 私的整理の円滑化

地域企業等の早期事業再生のための環境整備を図るため、少数債権者の不合理な反対によって事業再生が妨げられないようにするための制度的対応が重要である。現在、関係団体による検討が行われているとのことであるが、制度改正に向けた関係省庁による具体的検討を可及的速やかに進めるとともに、スケジュールを明確化すべきである。